

令和6年度 多摩産材利用啓発推進事業の募集に関するQ & A

【多摩産材利用啓発推進事業実施計画について】

- Q. 事業計画と補助事業の関係はどうなっていますか。
- A. 申請の際に策定した多摩産材利用啓発推進事業実施計画をもとに、審査会で審査します。
事業計画に位置づけられていない活動は補助対象外となります。
- Q. 今年度中に事業計画を変更してもよいですか。
- A. 事業者の選定に当たっては、事業計画の内容で審査しますので、今年度中の計画変更は原則できません。応募申請に際しては、事業計画の内容を充分にご検討下さい。やむを得ない理由により変更せざるを得ない場合は、個別にご相談ください。

【補助対象について】

- Q. 都外の事業者ですが、応募することはできますか。
- A. 都外の事業者であっても、都内でイベント、展示及び会議等を実施する場合は、補助金の交付対象となります。
- Q. 一般企業は補助金の交付対象となりますか。
- A. 補助対象は、東京都森林組合及び木材関連業者等の組織する団体となります。一般企業は対象となりません。
- Q. 「木材関連業者等の組織する団体」とは具体的にどのような団体があてはまりますか。
- A. 木材生産業者、製材業者、木材加工業者等で組織する団体が該当します。
また、「顔の見える木材での家づくり」を普及促進する観点から、住宅建築業者（住宅設計事業者、大工・工務店、住宅メーカー等）も対象となります。

Q. 「顔の見える木材の家づくり」とは何ですか。

A. 山林所有者、素材生産業者、森林組合、木材加工業者、設計士、大工・工務店など川上と川下の関係者が一体となり、地域材を活用して、消費者の納得する家づくりを行う取組のことを指します。

Q. 具体的にどのような取組が対象となりますか。

A. 「多摩産材のよさや利用する意義を普及啓発するイベントの開催、展示、情報収集・発信等」としては、木とのふれあいを進めるイベント・セミナー・現場見学会等の開催や、展示、パンフレットの作成・配布等の情報発信等が該当します。

「多摩産材を活用した「顔の見える木材での家づくり」を普及促進するイベントの開催、展示、情報収集・発信等」としては、「顔の見える木材での家づくり」を目的としたイベント・セミナー・現場見学会等の開催や、展示、パンフレットの作成・配布等の情報発信等が該当します。

Q. 他の補助金と重複して本事業を利用することは可能ですか。

A. 補助金の重複はできません。

【補助対象者の選定について】

Q. 応募すれば必ず補助金がもらえますか。

A. 学識経験者を交えた審査会にて、補助対象者を選定します。事業計画の内容から優先順位を設定し、順位の高い方から予算額に達するまで採択します。

Q. 審査項目は何ですか。

A. 選定の優先順位を決めるに当たり、主な評価項目は以下のとおりです。

- (1) 森林の持つ役割や大切さを学ぶことができるか
- (2) 多摩産材のよさや利用する意義を学ぶことができるか
- (3) 多摩産材の消費や住宅等での活用が定着していくきっかけとなるか
- (4) 一般消費者等に広く普及できるか、一般消費者等の多摩産材への理解を深めることができるか

【申請について】

Q. 申請にはどのような書類が必要ですか。

A. 「多摩産材利用啓発推進事業実施計画書（実施要領第1号様式）」及び「申請者の概要（実施要領第2号様式）」を提出してください。

Q. 補助金の申請額はどのようにして決めればよいですか。

A. 申請しようとする補助金の額は、施工業者等からの見積もりなど、根拠のある金額を提示してください。また、見積書の写しを申請書に添付してください。複数社の見積もりが必要といった制限はありませんが、金額が異常に高いなど、申請額に疑義が生じた場合には、詳細を確認することがあります。なお、実際にやってみたら金額が大幅に下がったということがないよう、精査した金額で申請してください。

Q. 消費税相当分は補助対象に含まれますか。

A. 消費税は補助対象外です。

Q. 申請書の書き方などはどこに問い合わせればよいですか。

A. 下記までお問い合わせください。

①事業実施場所が主に区部・島しょ

東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 木材流通担当

新宿区西新宿 2-8-1 第一本庁舎 21 階中央 TEL 03-5320-4855

②事業実施場所が主に多摩地域

東京都 産業労働局 森林事務所 森林産業課 振興担当

青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎 2 階 TEL 0428-22-1162

※ 応募書類は、「① 東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 木材流通担当」までご提出ください。

【事業の実施について】

Q. 補助対象者に選定されれば、事業に着手してよいですか。

A. 選定の通知後、補助金の交付申請をしていただき、東京都から補助金交付の決定が通知されてから事業に着手してください。イベント等の告知や物品の発注等、交付決定前に着手した行為については補助対象外となりますのでご注意ください。

Q. 事業が終わった後はどうすればよいですか。

A. 請負業者等への支払いが済んだ時点で事業完了となります。実績報告書を都に提出してください。その際、銀行の振込関連書類など支払いに関する書類も確認します。
なお、実績報告書については、事業完了後速やかにご提出ください。